

史跡大平山元遺跡整備基本計画

おおだいやまもと

おおだいやまもと  
史跡大平山元遺跡整備基本計画

2018（平成30）年3月

青森県東津軽郡外ヶ浜町  
外ヶ浜町教育委員会

## 序

史跡大平山元遺跡は、後期旧石器時代後半期から縄文時代草創期まで、石器の特徴や生活に関わるもの移り変わりを追うことができる遺跡として、2013(平成25)年3月に国の指定を受けました。

町では、史跡を適切に保存し、次世代へ伝えていくために保存管理体制を整え、2015(平成27)年度に『史跡大平山元遺跡保存管理計画』を策定、整備・活用の主題及び方向性・目標を基本方針として明示するため、2016(平成28)年度に『史跡大平山元遺跡整備基本構想』をまとめました。

本書は、その基本構想に基づき、整備の具体的な内容や実現の方法、課題等をまとめ、計画として定めたものです。今後は、基本設計や実施設計に進み、整備に向けて準備を整えていきます。

最後になりましたが、本基本計画策定にあたり、ご指導、ご協力を賜りました文化庁及び青森県教育委員会、外ヶ浜町大平山元遺跡等整備活用検討会議の委員長はじめ、委員の方々、関係者や大平地区の皆様に厚くお礼申し上げるとともに、今後の整備に向けて、引き続きのご支援をお願い申し上げます。

2018(平成30)年3月30日

外ヶ浜町教育委員会

教育長 五十嵐 義人

## 例　　言

1. 本書は、青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元に所在する史跡大平山元遺跡整備基本計画策定報告書である。
2. 基本計画策定事業は、2017(平成 29)年度に「平成 29 年度青森県未来を変える元気事業費補助金」の交付を受けて実施した。
3. 策定にあたり、外ヶ浜町大平山元遺跡等整備活用検討会議を開催し、委員の助言を受けている。
4. 策定にあたっては、文化庁記念物課及び青森県教育庁文化財保護課から指導を受けている。
5. 本書の編集は、外ヶ浜町教育委員会社会教育課が行った。
6. 本書の編集については、関係機関、各位から多大なご協力を頂いた。

# 目 次

1 整備基本計画策定の経緯と目的 ······	1
(1) 計画策定の経緯	
(2) 計画の目的	
(3) 委員会の設置	
(4) 関連計画との関係	
2 計画地の現状 ······	3
(1) 自然的環境	
(2) 歴史的環境	
(3) 社会的環境	
3 史跡の概要および現状と課題 ······	19
(1) 史跡指定の状況	
(2) 史跡の概要	
(3) 史跡の公開活用のための諸条件の把握	
(4) 広域関連整備計画	
4 基本方針 ······	25
(1) 基本理念	
(2) 基本方針	

5 整備基本計画	25
(1) 全体計画	
(2) 地区区分計画	
(3) 遺構保存に関する計画	
(4) 動線計画	
(5) 地形造成に関する計画	
(6) 遺構の表現に関する計画	
(7) 修景および植栽に関する計画	
(8) 案内・解説施設に関する計画	
(9) 管理施設および便益施設に関する計画	
(10) 公開・活用およびそのための施設に関する計画	
(11) 周辺地域の環境保全に関する計画	
(12) 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画	
(13) 整備事業に必要となる調査等に関する計画	
(14) 公開・活用に関する計画	
(15) 管理・運営に関する計画	
(16) 事業計画	
6 完成予想図	45
7 参考	47
関係法令等	

## 1 整備基本計画策定の経緯と目的

### (1) 計画策定の経緯

大平山元遺跡は、2013(平成25)年3月27日に史跡指定を受けている(官報告示号外第63号、文部科学省告示第39号)。

外ヶ浜町では、管理体制を整えるため、「史跡大平山元遺跡保存管理計画策定本部」「史跡大平山元遺跡整備基本構想策定本部」「史跡大平山元遺跡整備基本計画策定本部」を組織し、策定にあたっての助言等を受けるため、外ヶ浜町大平山元遺跡等整備活用検討会議を設置した(後述)。

まず、史跡の保存管理計画を最優先で策定することとし、外ヶ浜町大平山元遺跡等整備活用検討会議を開催し、検討を重ねて2016(平成28)年3月に『史跡大平山元遺跡保存管理計画』を策定した。この間、2014(平成26)年に外ヶ浜町は、史跡大平山元遺跡を管理すべき地方公共団体としての指定を受け(平成26年7月10日付け、官報告示第6329号、文化庁告示第31号)、史跡の範囲も2015(平成27)年に追加指定されている(平成27年10月7日付け、官報告示号外第230号、文部科学省告示第173号)。引き続き『史跡大平山元遺跡整備基本構想』の検討に入り、同会議からの助言と文化庁記念物課整備部門及び青森県教育庁文化財保護課の指導を受け、「史跡大平山元遺跡整備基本構想」を2017(平成29)年3月に策定、「縄文土器の始まりを示す遺跡」、「氷期からのくらしの変化を探る」のテーマとゾーニング、整備の方針、管理・運営の方針を定めた。

### (2) 計画の目的

史跡大平山元遺跡の適切な保存と活用に向け、「史跡大平山元遺跡整備基本構想」に示されたテーマや方針に基づいた整備の計画をまとめることを目的とする。

### (3) 委員会の設置

史跡の適切な保存管理を進めるにあたり、助言等を受けるため、2013(平成25)年4月1日外ヶ浜町大平山元遺跡等整備活用検討会議を設置した。

#### ①委員の構成

2017(平成29)年度の外ヶ浜町大平山元遺跡等整備活用検討会議委員は、以下のとおり。

委員長 川口潤(青森県埋蔵文化財調査センター副参事)

副委員長 一町田工(一般社団法人三内丸山応援隊代表理事)

稲田孝司(岡山大学名誉教授)

岡村道雄(奈良文化財研究所名誉研究員)

三宅徹也(元青森県埋蔵文化財調査センター次長)

山口義伸(元青森県立浪岡高等学校教諭)

野藤勝雄(外ヶ浜町自治会連絡協議会長)

笛木耕一(外ヶ浜町大平地区区長)

笛木実(地権者代表)

中野仁(外ヶ浜町教育委員会教育委員)

佐々木文武(外ヶ浜町文化財保護審議会会长)

鈴木進(外ヶ浜町議会議長)

阿部清幸(外ヶ浜町役場参事総務課長事務取扱)以上、敬称略。

## 指導機関

文化庁記念物課 整備部門

青森県教育庁文化財保護課

## 事務局

青森県東津軽郡外ヶ浜町教育委員会

五十嵐 義人 教育長（9月1日から）

三浦 和文 社会教育課長

三上 豊 社会教育課長補佐

駒田 透 社会教育課班長兼学芸員

支援業務（完成予想図・鳥瞰図作成）

アール・エー・ピー開発株式会社

## ②審議経過

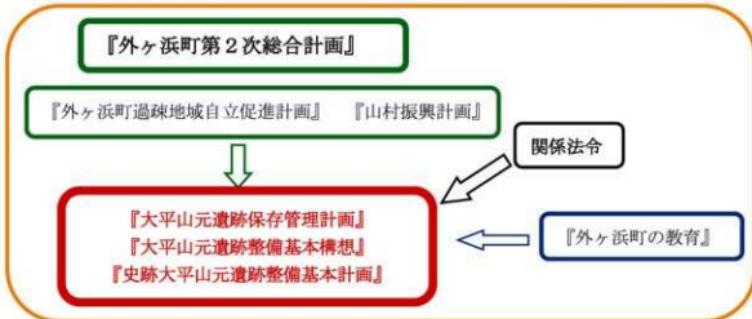
基本計画の策定に関する会議の1回目は、2017(平成29)8月22日、外ヶ浜町役場本庁舎3階大会議室並びに大平山元遺跡にて開催、整備基本計画案について、大平山元遺跡現地指導を実施し、助言を受けた。その内容を反映させたものを文化庁記念物課整備部門から指導を受け、同年12月15日に外ヶ浜町役場本庁舎3階大会議室で開催し助言を受けた。その後、委員長や文化財保護課と協議、文化庁記念物課整備部門の確認を受けた。委員へ郵送しご確認いただき、委員長と修文等調整後に策定にいたった。

## (4) 関連計画との関係

### ①計画の位置付け

町では、「人口減少社会でも“きらり”と光る活力と魅力のあふれるまちづくり」をテーマに『第2次外ヶ浜町総合計画』を策定、6つの基本方針を定めた。この6つの方針のひとつに「誇りと愛着のあふれるまちづくり（教育・文化的振興）」があり、主な取組みとして大平山元遺跡についての整備・活用が示されている。

また、『外ヶ浜町過疎地域自立促進計画』においても、「地域文化の振興等」の中で方針と対策について触れ、事業計画でも活用事業が事業内容に位置付けられている。教育委員会が毎年策定している『外ヶ浜町の教育』において、具体的な事業を展開・実施している。



## ②計画の実施

本計画は、2018(平成30)年4月1日をもって実施する。

## 2 計画地の現状

### (1) 自然的環境

#### ① 地勢

史跡大平山元遺跡のある外ヶ浜町は、陸奥湾に面している東側、津軽海峡(三厩湾)に面している北側を除くほとんどが山地(中山山地、平館山地、梵珠山地)や丘陵地に囲まれている。平野部は、南北にかけて走る海岸沿い、東西に流れる蟹田川流域、三厩地区の今別川流域の一部などの町面積全体の11%ほどで、国有林など山林が町域の大半を占める。景勝地も多く、龍飛岬周辺及び今別町との町境にあたる平館地区弥藏金周辺は、津軽国定公園の指定を受けている。

津軽半島をほぼ南北に縦走している津軽山地は、西の津軽平野と東の陸奥湾に面した青森平野とを二分する脊梁をなしている。脊梁部には半島北端の龍飛崎から増川岳(713.7m)、四ッ滝山(669.6m)、木無岳(587m)、玉清水山(478.9m)、袴腰岳(627.9m)などの山稜が連なり、特に四ッ滝山及び木無岳を中心としてドーム状となっている。また、津軽半島北端において平館海峡に面して平館山地があり袴腰岳(707m)、木無岳(686m)、丸屋形岳(718m)などが連なり、同様にドーム状となる。この両山地は、南流し、陸奥湾に注ぐ蟹田川、北流し津軽海峡に注ぐ今別川で隔てられる。

特に、大平山元遺跡が立地します大平付近は両山地の狭間に存在する小規模な盆地凹地であって、津軽山地に発源する砂川沢及び大川自沢と、平館山地に発源する高石股沢との合流点付近にあたり、それらの支流は蟹田川となり、大きく東へ流路をとり陸奥湾へ注ぐ。



図1 津軽半島北部と史跡の位置

## ②地質

史跡周辺の地質を概説すると、この地域は東北地方の、いわゆるグリーンタフ地域に所属する。東西両山地のドーム構造を成す背斜部には基盤岩である新第三紀中新世の地層が堆積し、津軽断層を境にして東側の平館山地の間には第四紀更新世の地層が北北西-南南東の方向に帶状に堆積している。中新世の地層としては冬部層、長根層、小泊層、塩越層等がある。両山地内のドーム中核部には、火山礫凝灰岩等の粗粒な火砕岩を主体とする冬部層及び長根層が分布している。津軽断層以西には層理の発達した珪質泥岩を主とする小泊層が広範囲に堆積し、また北東端の平館ドーム外縁にも広く分布している。一方、更新世の蟹田層は未固結の砂岩、砂質シルト岩からなって、向斜部にあたる蟹田川流域や今別川流域に堆積している。つまり、断層東端の沈降部には時代の新しい蟹田層が堆積し、東西両側のドームには古い火碎岩や堆積岩が露出していることを示している。

のことから、津軽山地を刻む大川目沢や砂川沢などの河床からは石材として良質の珪質頁岩礫が転石として十分に採集され、また史跡近くを流れる蟹田川でも採集することができる。

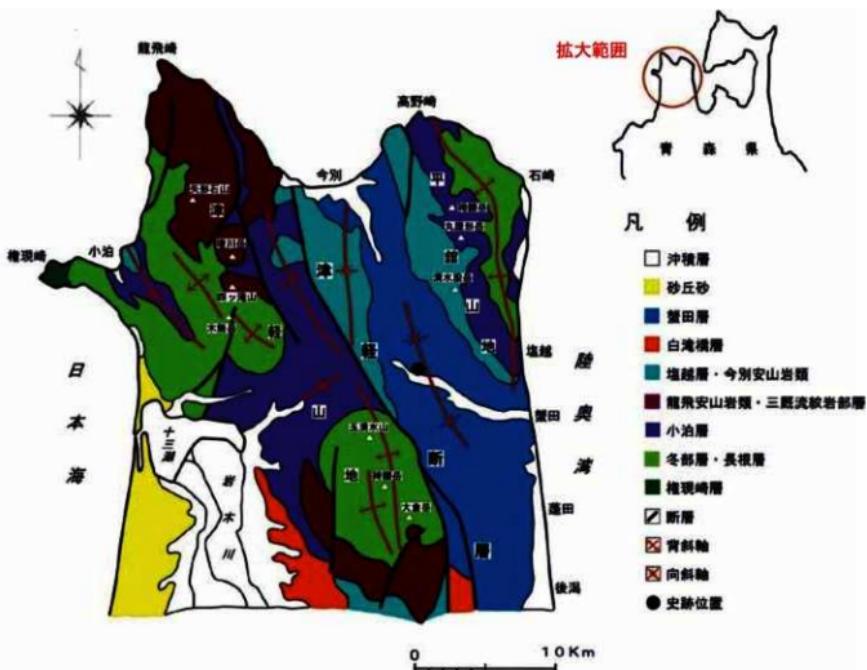


図2 地質図（箕浦ほか(1998) を抜粋、簡略化）

ところで、平館山地北端には青森県の指定天然記念物「赤根沢の赤岩」が露出している。この赤岩は、小泊層中の泥岩が赤鉄鉱の鉱染を受けたり置換したりした岩塊である。日光東照宮染色顔料に利用されたという記録があるように、古くからその存在は知られ、縄文時代からベンガラと呼ばれるこの赤鉄鉱を大いに利用していたと考えられる。また、平館山地東端の、磯山-塩越間の海岸線には天然アスファルトが産出する場所がある。アスファルトは地表面に岩塊として露出する珪質泥岩の亀裂から滲みだし、乾性に富んでいて、もろく崩れやすい。縄文時代から利用された可能性がある（図3）。

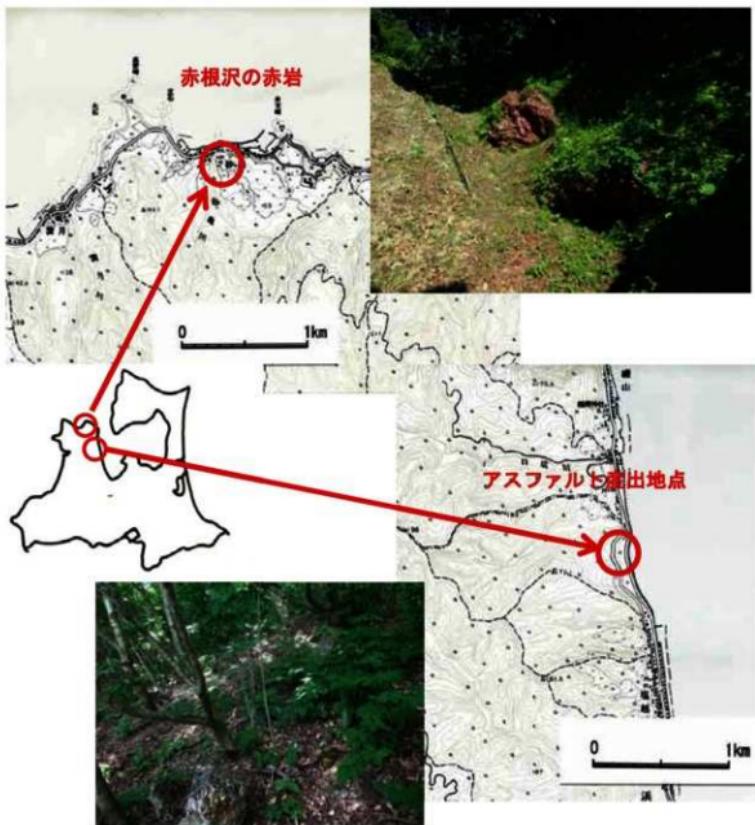


図3 アスファルト産出地点等位置図

### ③地形分類

史跡の位置する高石股沢の左岸の地形を概観する。高位段丘に相当する「高石段丘」は標高70~130m、開析度が大きく起伏に富み丘陵化している。下位の「館ノ沢段丘」とは30m以上の段丘崖で接し、蟹田層を不整合に覆い、砂礫や成層砂を主体とする段丘砂礫層と粘土質ローム層で構成されている。中位段丘に相当する「館ノ沢段丘」は標高45~55m、開析度は大きいが、頂部はきわめて平坦である。蟹田川北岸では舌状の分布を示し、「大平段丘」と約15mの段丘崖で接するが、南岸ではやや下流側に広く分布し、河床面と約30mの急峻な段丘崖で接している。段丘構成層としてローム層と砂礫層が認められるが、ローム層下部には風成再堆積の凝灰質ローム層が薄く堆積している。なお段丘面上には、大平墓地公園遺跡が立地している。

「大平段丘」は標高23~30mの低位段丘で、高石股沢左岸に分布している。100分の2~3とやや勾配があり、氾濫性堆積物で構成され、段丘面の開析による起伏のほかに土石流プロントからなる微高地も認められ、扇状地状を呈する段丘上に史跡が立地します。沖積段丘の「山本段丘」とは約2~3mの傾斜面で接しているが、前縁部は「山本段丘」の構成層に被覆され、ほぼ連続する箇所もある。しかし、大平段丘は傾斜面であり、「山本段丘」が平坦面なことから、その境界部は容易に識別できる。本史跡の段丘構成層は発掘調査によると、下部には氾濫によって供給された砂礫が認められ、上部には泥流によるローム質粘土及び粘土質細粒砂が堆積している。最上部にはローム質粘土が堆積するが、地形的凹地では粘土質であったり細粒砂であったりと層相変化が著しく、増水等による再堆積相を示唆している。

「山本段丘」は蟹田川流域にあって、特に合流点より下流側の左岸に広く分布している。標高18~21mの沖積段丘で、水田として土地利用されている。河床面とは2~3mの高度差が認められ、構成層として厚さ約2mの砂泥互層とその下位に礫層が堆積している。

以上から、史跡大平山元遺跡が立地する大平の地形を概観すると、河川の度重なる氾濫により砂礫などの氾濫性堆積物が常に供給される環境にあって、特に支流の高石股沢左岸には小規模ながら扇状地として形成されている。

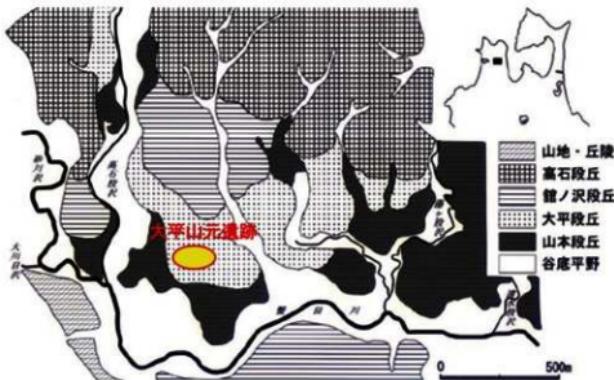


図4 地形分類図（外教委2011年『大平山元』地形想定図を改変）



図5 地形想定図（外教委 2011年『大平山元』地形想定図を改変）

#### ④蟹田川

外ヶ浜町蟹田地区の中央部を流れる蟹田川(明治時代までは「中師川」)は、津軽山地と平館山地に源流をもっている。支流が多く、平館山地からは、高石股沢、藤ヶ股沢、清水股沢、津軽山地からは、砂川沢および大川目沢、南股沢などが流れる。両山地からの支流が大平地区で合流して本流を形成し、本史跡から8kmほど東流して陸奥湾に注ぐ。流路延長は21.8km、流域面積は113.4km<sup>2</sup>である。

生息する魚介類は、カワヤツメ、コイ、キンブナ、ウグイ、ワカサギ、アユ、アメマス、マハゼ、ヌマガレイ、スジエビ、モクズガニ等が確認されている。河口付近では、5月頃、産卵のために遡上するハゼ科の「シロウオ」漁が行われ、両岸に設けられるエリは春の風物詩ともなっている。また、その景観は、農林水産業に関連する文化的景観の重要な地域の対象となっている。近年、下流域において稼働していたサケマス孵化場を停止し、ヤナを設置しなくなつてからは、史跡付近でもサケの遡上と産卵が見られる。上流域の津軽山地北西部に源流がある大川目沢では、良質な珪質頁岩が採取できる。これは、津軽山地北西部や平館山地に主に成層した珪質泥岩からなる小泊層が広く分布していることを反映している。

本史跡では、これら石材が容易に入手できるため活発な石器製作を行っていたことがわかる。



かごに入ったシロウオ

## ⑤気候

青森県は、夏季が短く冬季が長い積雪寒冷地帯である。当町の位置が県北部にあることもあり、他市町村よりも比較的寒い傾向にあり、2012(平成24)年の年平均気温は9.5℃、最高気温は32.6℃、最低気温は-15.3℃である。降水量は1,345mm、平均風速は3.6m(2004(平成16)年)(気象のデータは、青森地方気象台による観測地点「蟹田」による)。特に5月から9月にかけては、冷涼な東風「ヤマセ」が吹き、低温や霧、下層雲を伴うため、晴天が少なく涼しい。「ヤマセ」は、太平洋側や下北地方の特徴だが、外ヶ浜を含む上磯地域にも影響を及ぼし、農作物に頗著な被害が及ぶ。

## ⑥植物

津軽半島の内陸部において自然植生の現存する地域は概ね標高300mから400m以上の山地で、これはヒノキアスナロの生育限界を越えた位置に相当する。ヒノキアスナロ林は藩政時代から保護育成されてきたが、半島北部の急峻な河谷や沢頭などでは天然のヒノキアスナロ林をみることができる。このような場所ではブナと混交することが多い。この上限はブナ林と接しており、オオバクロモジやオオカメノキ等の低木と混生するが、疎な所にはチシマザサが茂っている。これは、ブナ-チシマザサ型の日本海地域の植生を示すものである。比較的高い山岳のブナ帯には部分的にダケカンバが生育する。海岸近くには、ドロイ、シバナ等で構成される塩沼地植生、崩積土壌にはハマナス等の海浜植生、岩石地にはアサツキ、コハマギク等の海岸断崖植生がみられる(青森県立郷土館1982)。

町内を取り囲んでいる低い山地や丘陵の尾根や斜面には、ミズナラやアカマツ、クロマツなどの二次林の森林が発達している。河岸段丘や斜面、丘陵の緩斜面には、広い範囲でスギの植林が行われている。植林された年数の違いで林の様相は異なるが、総じて良好な美林が多い。植林されている場所は、本来ならばサワグルミやヒノキアスナロが生育するところである。そこでは、フキ、ワラビ、ウワバミソウ、ウド、タラノメ等の山菜類や、ナラタケ、ヒラタケ、シメジ、ナメコ等キノコが豊富である。

丘陵の裾や平地に接する部分には、ため池や谷地が多く存在し、ハンノキやヤチダモが生育し、休耕田や湿地にはオノエヤナギが群生している(蟹田町1991)。

史跡周辺の景観をみると、植林されたスギ林が際立っている。



植林された山間と水田の様子(奥が陸奥湾)

## ⑦動物

津軽半島には、多様な動物が生息している。陸の大型獣では、周辺では絶滅したと言われていたツキノワグマの目撃情報が近年相次ぎ、史跡周辺でも足跡が見つかっている。また、ニホンザル、ニホンカモシカ(アオシシ)、ノウサギ、ニホンリス、ホンドタヌキ、テン、イタチ等も生息している。史跡周辺では、アナグマ(マミ)をよく見かける。



ニホンカモシカ（アオシシ）



アナグマ（マミ）

鳥類では、ツバメ・ホトトギス、オオハクチョウ、マガム等のガン・カモ類等の季節によつて見られる種類の他、留鳥のヒヨドリ、ムクドリ、セキレイ、アオサギ、キジ、トビ、ケラ等が見られる。ヤマセの際は、史跡周辺でもカモメ（ゴメ）が飛来する。

両生類・爬虫類は、カエル類やヘビ類が生息し、カナヘビ、アオダイショウ、マムシを見かけることが多い。

昆虫類は、青森県内に2~3万種(『青森県史自然編生物』2003)が生息しているとされるが、史跡周辺で良く見かけるものでは、アキアカネ等のトンボ類(ダンブリ)、クサギカムメシ(クセンコムシやクセンコ)、キアシナガバチ、アブ、ヒグラシ、ガ・チョウ類、カメノコテントウ、コクワガタ等である。

海の大型哺乳類では、クジラやイルカが確認でき、まれにオットセイ、アザラシも確認できる。

陸奥湾の魚介類では、マダイ・アイナメ(アブラメ)・ヒラメ・クロソイ・メバル・スズキ・カレイ・マダラや回遊魚であるアジ・サバ・ブリ等、この他、トゲグリガニ・ムラサキウニ・エゾアワビ・シャコ(ガサエビ)・タコ類も生息している。

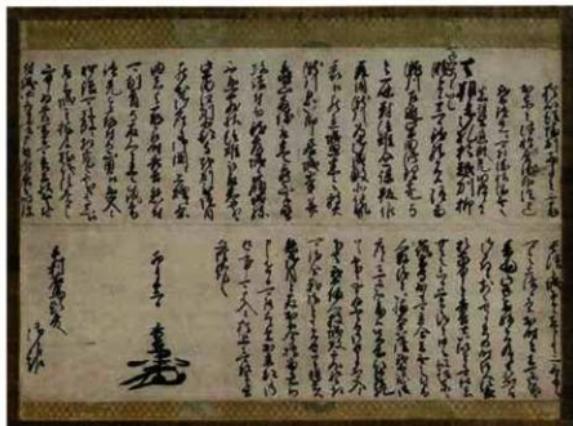


マダイ

## (2) 歴史的環境

### ①町の歴史

町名の「外ヶ浜」というのは、平安末期から室町末期に見える地名に由来する。「外浜」「外ノ浜」とも記したようである。津軽の3郡（平賀・鼻和・田舎）は12世紀初頭に成立したと推定され、この3郡以外に西海岸と陸奥湾の沿岸の地域には郡が設置されず、「西浜」と「外浜」という地名で呼ばれた。「外浜」の意味については、もともと「率土之浜」であり「詩経」の「普天之下、無非王土、率土之浜、無非王臣」の句から起きたもので、王土の尽きる果てという説がある。他に京都の朝廷の「クニノウチ」の拡大運動が行き着いた限界点という説や津軽と糠部の外なる浜の意という説等がある。西行法師（平安時代末から鎌倉時代のはじめの人物）の山家集（成立年不詳、1180（治承4）年頃か）に「陸奥の奥ゆかしくぞおもほゆる壱の碑そとの浜風」と詠まれ、平安末期には歌枕の地として知られ、その後多くの歌に詠まれている。したがって、12世紀の前半には都人の間では陸奥のさらに奥に「外の浜」が存在することが知られているようである。「曾我物語」（鎌倉末期か）には鎌倉殿の軍事・警察力の及ぶ範囲について述べられており、東の境界は外浜であったという。



羽柴秀吉書状毛利右馬頭（輝元）宛 天正11年1583年

青森県史より転載

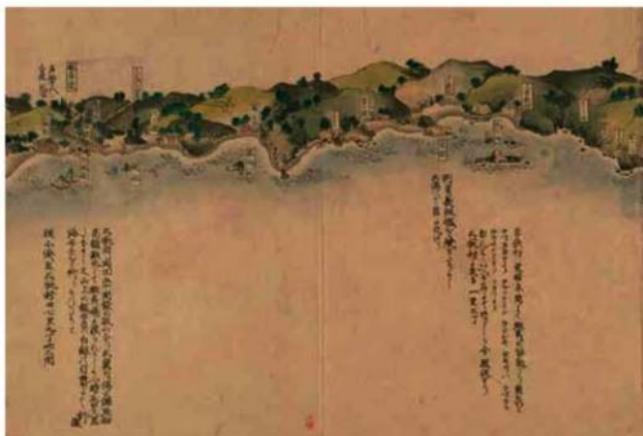
また、羽柴秀吉も1583(天正11)年の書状に東限を外浜とみていたとされる文言がある。天文年間(1532~1555)の『津軽中名字』には「東ノ卒都ノ浜」とあり、中世には日本の東の境界は、外ヶ浜となっていたことがわかる。

町名となる以前の外ヶ浜の呼称は、主に津軽半島のうち陸奥湾に面した地域をさす。また、青森市油川あたりから龍飛崎までの一带については、上磯ともいいうが、この上磯は、江戸時代前期の遺名由来し、それは、弘前藩の代官支配地域として、組に先だって設けられた行政区画の1つ「外浜上磯道」である。津軽郡田舎庄のひとつで津軽半島の東側に位置するとされている。

現在の「外ヶ浜町」は、蟹田町、平館村、三厩村の三町村が2005(平成17)年に合併して発足した。「外ヶ浜町」は、合併にあたり、その協議会が公募を行い決定した町名である。本史跡の所在する「蟹田」は、神似田・神田・蟹多・上田と書かれ、「かんだ」とも言ったようである。水田にカニが多く生息したことによる説やアイヌ語の鉄を意味する説等あるが判然としていない。藩政期には、藩の留山から切り出されたヒバなどの周辺山林の木材移出港として栄えた。弘前藩より九浦のひとつに指定され、町奉行所や沖横目、済目付などが置かれていた。また、三厩から青森に至る、松前街道(松前道)の宿駅にあたり、水陸両方において交通の要衝として栄えた。1889(明治22)年(市制町村制の施行)にそれまでの蟹田村が、周辺の村(小国・中師・山本・南沢・大平・石浜の一部)を合併し旧村名を引き継ぎ、1941(昭和16)年に蟹田町となった。

「平館」は、鎌倉幕府の命により当地に赴いた源氏の一族「平館貞宗」の姓に由来するようである。貞宗はその後城を築き付近を開拓し、集落を形成したという。室町期には、「高坂弾正」が平館の陣屋に配属され、一帯を支配したと伝わっている。1889(明治22)年にそれまで平館村が、周辺の村(今津・野田・石浜の一部)を合併し旧村名を引き継いだ。

「三厩」は、古くは三馬屋とも書き、その由来は義経北行の伝説やアイヌ語説、水駅による説などがある。1645(正保2)年の「津軽郡之絵図」に村名は見えないが航路が記され、湊として機能していたことがわかる。松前藩主の参勤交代や幕府巡査の蝦夷地渡海の際の重要な地点で、木材や蝦夷地の海産物の中継地として栄えた。また、津軽海峡に面した地域には、「狄村」と記されたアイヌの人々と考えられる村があつて、和人と隣り合って生活していたことが、検地台帳や藩の日誌に表されている。1889(明治22)年にそれまでの三厩村が周辺の村(増川・宇鉄)を合併し旧村名を引き継いだ。



大日本國東山道陸奥州驛路圖 5卷より (国立国会図書館デジタルコレクションより転載)

史跡のある蟹田地区の「大平」という地名の由来は、当地が山間部から急に開け、広大な平坦地となっているためといわれている。江戸時代後期の国学者皆江真澄は、1798(寛政10)年に弘前から中泊町の今泉を経て蟹田へ至る途中、大平地区を「いとひろう大平」という村にわけいでて」と「にしきのはま」で表現している。江戸時代にはひとつの村を形成していなかったようで、東側にある「山本集落」の前身「山本村」の一部とみられている。周辺が山に囲まれるためか古くから、良質なヒバ材が産出することで知られていたようで、『弘前藩序日記(弘前城中の記録)』によると、1722(享保7)年の伊勢神宮の式年遷宮に際し、御献木の村割り当てをうけたことがわかる。林産の面では、村の扱いにされているものの、「旧高旧領」によると、石高は無高とあり、そのためか1869(明治2)年の諸組村寄帳には大平の村名はない。史跡内にある「八幡宮」は、貞享検地(1687年)に、「八幡社二十四歩」とあり、その頃には鎮座していたことがわかる。

1877(明治10)年頃の『陸奥国津輕郡村誌』になると、大平の村名が記されており、戸数14、人口120(男68女52)、税地は田19町4反余、畠9町8反余、宅地2町7反余、まぐさ場33町余、萱野8町4反余となる。1989(明治22)年の合併により、それまでの大平村から蟹田村の大字になった。2017(平成29)年末現在の大平集落の人口は、165(男80女85)名、69世帯が生活している。



大平八幡宮（宵宮）

## ②町内の遺跡

発掘調査された遺跡から歴史を辿ると、本史跡が最も古く、その後縄文時代前期や中期の遺跡や後期の遺跡へと続く。学史的にも著名な遺跡もあって、代表的な遺跡を以下に記す。

縄文時代前期等の中ノ平遺跡(三厩地区)は、1972・73(昭和47・48)年青森県教育委員会によって発掘調査が実施された。すて場では、縄文時代前期末から中期、後期前葉まで層位的に発掘され、型式編年を体系づけたことで知られている(青森県教育委員会1975)。

縄文時代晚期の今津(1)遺跡(平館地区)は、平館村史編纂に関連して、1972(昭和47)年に村教育委員会によって発掘調査が実施された。縄文時代晚期の粗製土器が多く、製塩土器も出土している(平館村1974)。1984(昭和59)年には、道路改良に伴い県埋蔵文化財調査センターが発掘調査を実施した。縄文時代晚期の構造は、屋外炉のみであったが、土器や石器、土偶等を含む多量な遺物が密集して出土した。鼎状の三足土器の出土が特筆される(青森県教育委員会1986)。2002(平成14)年には、弘前大学人文学部が、亀ヶ岡文化研究を目的とした学術調査を実施している(弘前大学人文学部考古学研究室2005)。

縄文時代晚期から弥生時代の宇鉄遺跡（三厩地区）は、1923(大正12)年頃に宇鉄小学校改築工事に伴って出土した土器類により広く知れ渡った。その後、1955(昭和30)年に、慶應義塾大学により発掘調査が実施され、縄文時代晚期の土器類が出土し、その概要は『三厩村誌』に記されている。1975～77(昭和50～52)年の3カ年、1987(昭和62)年、計4次にわたって青森

県立郷土館が発掘調査を実施したところ、弥生時代の土坑墓や甕棺、多量の管玉、土器類が多数出土し、その一部は国の重要文化財に指定されている(青森県立郷土館 1979)。1982(昭和57)年には道路の改良に伴い、1993・94(平成5・6)年には学校建設等に伴い、村教育委員会が発掘調査を実施し、縄文時代の晚期を主とする堅穴住居跡や土坑墓、祭祀遺構等の数多くの遺構が検出され、土器類や玉、象嵌された土製品等多様な遺物も出土している(三厩村1994・95・96)。

平安時代の遺跡としては、本史跡のある大平集落の隣り、山本集落に山本遺跡がある。蟹田川に沿った中位段丘上に位置し、河川との比高差は約30m、いわゆる環濠集落や防御性集落、区画集落と呼ばれる遺跡である。平坦面に住居、周辺に塹をめぐらすが、東西南北で条数が異なり、北は蟹田川に面しては1条、西は3条、南は4条、東は2条である。降下火山灰の分析や出土した遺物から、10世紀後半の遺跡と考えられる(町教委2012)。

近世の遺構としては、平館地区に西洋風の平地式台場の「平館台場跡」が良好な状態で遺存し、県史跡に指定されている。その付近には、台場に勤番した藩士たちの陣屋跡(町指定検討中)が残されており、堀跡などができることが確認でき、隸地化されている。



象嵌土製品（宇鉄遺跡）



土塁と塹（山本遺跡）

### ③文化財

国指定の文化財としては、先に述べた宇鉄遺跡出土品がある。368点の玉類をはじめ土器・石器等559点が1991(平成3)年に国の重要文化財に指定されている。

県指定の文化財としては、三厩地区中浜の義経寺所蔵の觀世音菩薩像がある。円空作のもので1963(昭和38)年に県重宝に指定され、1667(寛文7)年の銘がみえる。彫刻では他に、平館地区平館福昌寺に、1666(寛文6)年円空作の觀音菩薩坐像が、蟹田地区上町にある1855(安政2)年に建てられた専念寺の山門1階には、仁王像(明治期)がある(ともに町指定文化財)。



専念寺山門の仁王尊像

考古資料や彫刻以外では、懸額や絵馬がある。未指定のものも含め、主なものとしては以下の中のがげられる。

史跡のある大平八幡宮には、武者絵を描いた懸額が奉納されている。極彩色の大型のものが多く、1854~63年の安政から文久年間の年号が見え、その頃に集中している。北陸地方の日本海側で流通した額を購入したものであろう。蟹田地区下町の蟹田八幡宮には、付け合い句という懸額があり、1852(嘉永5)年、1861(文久元)年の年号がみえる。また、津軽神楽の形態を伝える伝承の神楽のひとつ獅子舞があった。

幕末には、異国船の来航騒ぎが起り、1847(弘化4)年平館地区平館、同野田、1848(嘉永元)年三厩地区宇鉄に上陸している。その時の様子を描いた絵馬が三厩地区釜野澤にある神社に奉納されている(町指定文化財指定を検討中)。藩士たちが、勤番の無事を願い、願掛けをした絵馬が平館神社に残されている(町指定検討中)。懸額の新しいものでは、蟹田地区堀越の深泊稻荷神社には明治期の漁撈懸額がある。大漁への感謝とより一層の豊漁、安全を願ったものである。平館台場の周辺には、松前藩が参勤交代に用いた街道に立派な松が並び、

海岸と映えた美しい景観がひろがる。その中に樹齢 600 年を超える「長寿の松」や 2 本並ぶ古木「夫婦松」もある。樹木では、樹齢 200 年のサイカチの木が蟹田地区下小国<sup>しもくに</sup>の住吉神社のご神木として青々と葉を繁らせている。

また、蟹田地区鷲ヶ淵の一本松（鎌治屋の一本松）は、樹齢 500 年を越える松の大木で、江戸時代は北前船を大綱で繋いでいたともいわれている。

三厩地区藤嶋にも、樹齢 250 年ほどの藤の木があり、その季節にはきれいな花を咲かせている。

日本海側との交流を示すものとしては、石浜の北側の集落、蟹田地区塩越の墓地にある石塔があげられる。これは、地元廻船業者の墓と言われ、上方の石材を用いて建碑したものである。

増川の荒馬と六條間の太刀振は、古い農耕の祭りを物語るものとして、町の無形民俗文化財に指定されている。



松前街道沿いに並ぶ松並木の中にある夫婦松



三厩藤嶋の藤の花

### (3) 社会的環境

史跡大平山元遺跡のある当町「外ヶ浜町」は、2005(平成17)年3月28日、東津軽郡の蟹田町、平館村、三厩村の三町村の自治体が町村合併してできた町である。史跡は旧蟹田町域にある。

#### ①交通

蟹田地区は、青森市より北へ約27km、津軽半島東側のほぼ中央に位置し、西は北津軽郡中泊町と五所川原市に、南は蓬田村に接している。本半島最北端となる三厩地区は、平館地区の間に今別町を挟んで、津軽海峡を隔て北海道と対峙している。町域面積は、230.29km<sup>2</sup>(平成26年10月1日現在)の広がりをもっている。

青森市から海岸線を走る国道280号は、蟹田地区からも海岸線沿いをさらに北上し平館地区に至り、町の境界を越え今別町に入る。今別町でも海岸に沿って走りながら西へ向かい、三厩地区増川で国道339号と合流し終点となる。国道280号は、藩政時代の松前藩が参勤交代で使った松前街道でもある。国道339号は、三厩地区的海岸線を走り、龍飛では全国唯一の階段国道となっている。

蟹田地区中部で国道280号から分岐する主要地方道鰺ヶ沢蟹田線(県道12号)は、津軽半島を横断した後、南下して鰺ヶ沢町に向かう。主要地方道今別蟹田線(県道14号)は、史跡のある大平で県道12号と分岐し、北上し今別町で先の国道280号と合流する。

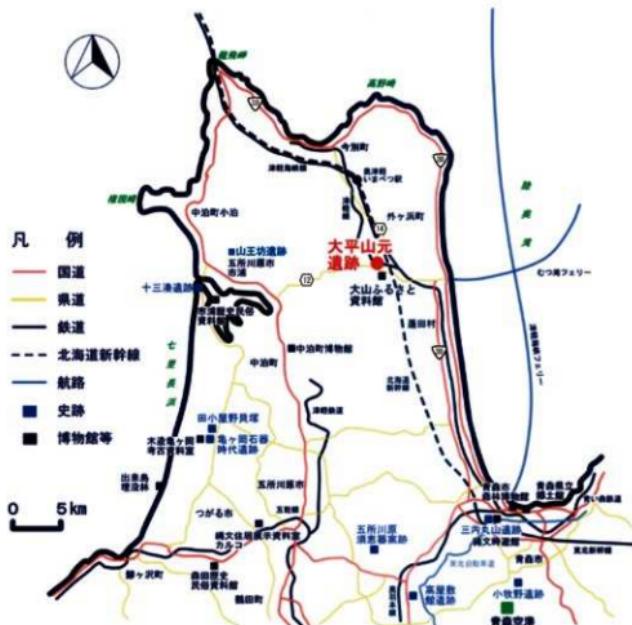


図6 津軽半島の交通網

航路は、蟹田港からむつ市脇野沢港を結ぶフェリーが就航している（冬季は休航）。かつては、三厩港から北海道の渡島半島の松前郡福島町福島港と結ぶフェリーも就航していたが、現在は休業中である。

鉄道は、JR東日本の津軽線が青森駅から蟹田駅を経由し三厩駅まで運行し、本史跡の東方500mには無人駅の「大平駅」がある。津軽海峡線では、常時の停車駅ではないものの、青函トンネル内にある竜飛海底駅が見学駅として観光名所になっていたが、北海道新幹線建設に伴う工事のため、2013(平成25)年11月10日をもってその役目を終えた。その津軽海峡線は、



「大平駅」に停車する津軽線

大平駅の東方で津軽線から分岐し、中小国駅以北はJR北海道の管轄となっている。さらには、2016(平成28)年3月26日には北海道新幹線が開通し、当町にも軌道が敷かれ、この開通に伴って、津軽海峡線は貨物専用となつた。

町内には、循環バスが運行し、町民の重要な交通機関となっている。また、北海道新幹線「奥津軽いまべつ駅」と北津軽郡中泊町にある「津軽鉄道」の「中里駅」を結ぶバスが、史跡のある大平にバス停を置いている。

## ②人口

町内の人口は、町村合併時の

2005(平成17)年は8,215人、5年後の2010(平成22)年には8,000人を割り込み7,757人となった。国立社会保障・人口問題研究所によると、2015(平成27)年には7,251人、その10年後の2025(平成37)年には6,190人と人口が推移すると推定している。青森県内でも有数の過疎地であり、老人人口の割合は4割に近く、急激な高齢化が進んでいる。本史跡のある「大平集落」の人口は、1993(平成5)年は302人、約10年後の2004(平成16)年は253人、さらに約10年後の2013(平成25)年1月現在では205人と20年で100人の減である。2013(平成25)年1月現在の平均年齢55.6歳である。



新幹線駅行きのバス停

### ③産業

町の主な産業は、農業、漁業、林業である。農業経営は水稻を基幹作物とし、ソバなどの転作作物、野菜、花き、山菜等の特用林産物を組み合わせた複合経営が主体である。

漁業に関しては、3つの漁業組合があり、陸奥湾に面した蟹田地区と平館地区はホタテ貝の養殖が盛んである。成貝、半成貝の総漁数量は全体の8割を占め、重要な産業となっている。三厩地区ではヒラメ、イカ漁やマグロの一本釣りが有名である。

町の総土地面積のうち約9割が森林面積である。その内、国有林が約9割、民有林が約1割で、林業は国有林野事業に依存している割合が高くなっている。林種は、植林されたスギを主体としている。民有林の人工林は35年生以下の若い林分が2割を占めている。



ホタテ

### ④観光

津軽半島の北端、龍飛岬は歌謡曲「津軽海峡冬景色」に歌われたこともあり、歌謡碑が建立され、有名な観光スポットとなっている。晴天時には、北海道を見渡すことができる。また、龍飛は、昭和の大公共事業であった世界最長の海底トンネルの工事拠点でもあって、その偉業を伝える「青函トンネル記念館」も開館している。日本唯一の階段国道も名所となつており歩く人々が絶えない。

作家太宰治は、彼の地を訪れた際「本州の袋小路」と小説『津軽』の中で述べている。その『津軽』の登場人物であるN君は、当町蟹田中師の中村貞次郎氏であり、太宰の訪れたN君の実家である旧「中貞商店」跡を経由して太宰碑のある観瀬山へ登る散策も人気である。



津軽海峡冬景色歌謡碑



太宰治文学碑

### 3 史跡の概要および現状と課題

#### (1) 史跡指定の状況

##### ① 指定名称

大平山元遺跡

オオダイヤマモトイセキ

##### ② 所在地

青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元73番地2外

##### ③ 指定面積

20,377.87m<sup>2</sup>

追加指定面積 483.05m<sup>2</sup>

合計20,860.92m<sup>2</sup>

##### ④ 種別・指定基準

種別—史跡 指定基準—第一 集落跡

##### ⑤ 史跡指定年月日

2013(平成25)年3月27日

追加指定

2015(平成27)年10月7日

##### ⑥ 指定地域

青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元73番地2外

##### ⑦ 管理団体

外ヶ浜町(指定年月日 2014(平成26)年7月10日)

##### ⑧ 指定説明

大平山元遺跡は津軽半島の北東部、陸奥湾に注ぐ蟹田川の河口から8キロメートルの左岸に位置し、津軽山地から派生する標高24メートルから26メートルの低位段丘上、南北500メートル、東西200メートルの範囲に立地する後期旧石器時代後半期から縄文時代草創期に至る石材原産地に近接した遺跡である。

この低位段丘の先端部は、更新世には、蟹田川に向かって深い谷が形成されることで東西に分断され、その西側には大平山元I遺跡が、東側には大平山元II遺跡が、そして低位段丘の最奥部には大平山元III遺跡がそれぞれ営まれた。ただし、大平山元II遺跡については、縄文時代草創期にこの谷が埋没したところまで範囲が広がる。なお、この蟹田川のさらに上流3.5キロメートルには、大平山元遺跡の各地点から出土する大部分の石器の素材となつた珪質頁岩の産出地が確認されており、大平山元遺跡がこの地に所在する理由になっている。

昭和46年、畑から見つかった1点の局部磨製石斧が契機となり、昭和50年度から昭和54年度にかけて青森県立郷土館が大平山元I・II・III遺跡の発掘調査を行い、大平山元I遺跡からは、縄文時代草創期に属する両面調整の槍先形尖頭器・局部磨製石斧・石鏃をはじめ、石刃素材の削器・搔器・彫器等からなる神子櫛・長著久保石器群が出土した。大平山元II遺跡からは、大平山元I遺跡と同様の神子櫛・長著久保石器群のほかに、荒屋型彫器や湧別技法による細石刃石器群のほかに、後期旧石器時代後半期に属するナイフ形石器や有柄尖頭器からなる石器群も出土した。なお、大平山元III遺跡からは、大平山元II遺跡と同様の様相を呈するが、細石刃石器群については、野岳・休場型とされる黒曜石製細石刃核も含まれる。



神子柴・長者久保石器群と土器片・石鎌



細石刃石器群



有極尖頭器とナイフ形石器

平成10年度には、大平山元Ⅰ遺跡発掘調査団による発掘調査により、大平山元Ⅰ遺跡からはさらに七個体分の無文土器が神子柴・長者久保石器群と共に伴して出土するとともに、その土器の付着物から放射性炭素年代測定（未較正）により $12,680 \pm 140$ 年前から $13,780 \pm 170$ 年前という極めて古い年代測定値が得られ注目を集めた。また、平成12年度以降の外ヶ浜町教育委員会（旧蟹田町教育委員会）による継続的な発掘調査では、大平山元遺跡の範囲を確定するとともに、大平山元Ⅱ遺跡の南西端部である低地部において12~16センチメートルの石刃19本がまとまって出土し、縄文時代草創期の特徴とされる石器の埋納状況も確認された。

大平山元遺跡は、石器の素材となる珪質頁岩の産出地に近接する遺跡であり、後期旧石器時代後半期から縄文時代草創期までの各段階の変遷が迫る北日本では稀有な遺跡である。中でも、後期旧石器時代後半期では、関東・中部との関係を示す有柄尖頭器、北海道との関係を示す湧別技法による細石刃石器群、関東以西との関係を示す野岳・休場型の黒曜石製細石刃核等、北日本ではほかに例がないほど日本列島各地との関係を示す石器が多数出土して注目される。さらに、縄文時代草創期では、神子柴・長者久保石器群と無文土器との共伴や大型石刃の埋納等、後期旧石器時代後半期から縄文時代草創期への移行の在り方を検討する上で極めて重要な情報を提供している。よって、史跡に指定し保護を図ろうとするものである。

（月刊文化財593号から引用）

## （2）史跡の概要

史跡の本質的価値及びそれらを構成する諸要素は、『史跡大平山元遺跡保存管理計画』にて整理し、下記の①から④で示し、その保全状況、公有地化の状況、課題については、続く⑤から⑦のとおりである。

### ① 後期旧石器時代後半期から縄文時代草創期への移行の様相を知ることができること

史跡大平山元遺跡から出土した多くの石器類から、時代によって移り変わる石器群の特徴がわかる。後期旧石器時代後半期では、ナイフ形石器と有柄尖頭器をもつ石器群、荒屋型彫器や湧別技法による細石刃石器群等がある。縄文時代草創期では、大型局部磨製石斧等を特徴とする神子柴・長者久保石器群に、最古段階の土器が伴い、旧石器時代から縄文時代への移行の姿を具体的に知ることができる。その理由として石器の材料となる珪質頁岩が採取できる蟹田川の近くにあることがあげられる。

### ② 後期旧石器時代後半期における日本列島各地との関係を示す石器が多数出土すること

出土した後期旧石器時代後半期の石器類の中でも、有柄尖頭器は、関東地方や中部地方に集中して分布するものであり、細石刃石器群は、湧別技法によって作られるものもあり、北海道で流行した削片系技術の南下との関わりを強く示すものである。また、関東以西に特徴的な野岳・休場型の黒曜石製細石刃核もあり、日本列島各地との関係を示す石器が多数出土する。

### ③ それら遺物群がそれぞれまとめて分布し、生活と石器製作の場が特定できること

史跡の立地する大平段丘上は、扇状地図を呈し水の流れによって生じた凹凸がある。遺物が広がっているところは、南北の深い谷によって、東西ふたつに分断された凸部の微高地部分である。西側の微高地状地形には、神子柴・長者久保石器群が楕円形の範囲に分布しており、土器片も出土している。

東側の微高地状地形は、西側よりも大きく南北へ延びており、遺物も濃密に分布している。複数の時期の遺物が重なり合うようにひろがり、ナイフ形石器・有柄尖頭器、細石刃石器群、神子柴・長者久保石器群に近似した両面調整尖頭器等が出土する。

#### ④ 史跡の本質的価値を構成する諸要素

史跡の本質的な価値は、土地と一緒に構成している遺構、それらに関連して残存する遺物、直接的な関係を有する空間から成る。

本史跡には、地上に表出している遺構ではなく、地下に埋蔵されている生活の痕跡である遺物の分布が極めて重要な要素である。その遺物集中地点のひとつは神子柴・長者久保文化の石器群のもの、もうひとつは、細石刃石器群関連と尖頭器関連等を含む旧石器時代の石器群のものである。これまでの発掘調査で出土した局部磨製石斧、土器片、搔器、削器、彫器など縄文時代草創期の遺物、細石刃核、石刃、有孔尖頭器などの旧石器時代の遺物及び未発掘区域に現状保存されている遺物やその分布状況も史跡の本質的価値を構成する重要な諸要素である。

また、それらの諸要素を包含する一連の地形、つまり大平段丘も多く情報を持った重要な諸要素である。

これらは、本史跡の本質的価値として適切に保存していくかなくてはならない。

#### ⑤ 本質的価値の構成要素の保全状況と分布状況

本質的価値の構成要素の保全状況は、図7のように土地利用されている。また、以前発掘調査を実施した地点は、排土で埋め戻しており、保護のため盛土したところもある。

本質的価値の構成要素の分布状況は、後述する第1種地区と第2種地区が主に生活の痕跡である遺物が地下に埋蔵されているところである。

#### ⑥ 公有地化状況

史跡の指定地内は、史跡等買上げ事業である国庫補助事業をうけ、2014(平成26)年度から順次公有地化を図っており、公有地化と同時に既存建物等の撤去を進めている。

2018(平成30)年3月現在は、以前からの公有地を含め、全体の約25%が公有地化されている。

#### ⑦ 課題

##### ア 未指定地の追加指定

指定の際、将来保護すべき範囲として示された部分のうち残り3筆については、将来の整備に備え、公有地化を含めた丁寧な説明を重ねながら追加指定を進めるよう努める。

##### イ 指定地の公有地化

地域住民の生活が基本であり、この基本計画についての説明を充分に行い、理解の得られた部分から、公有地化を進めていく。

##### ウ 管理・運営の体制づくり

史跡の活用には、民間団体や地域住民との積極的な関わりが必要であるため、理解と協力を求め、団体による持続的な運営が可能になるよう支援を行う。

## 凡　例



史跡指定の範囲	原野
公有地（道・水路等含む）	畑
境内地	田（休耕田含む）
宅地（住居等）	雑種地
展示施設候補地	山林



図7 史跡指定範囲地籍と土地利用の状況

### （3）史跡の公開活用のための諸条件の把握

現状における史跡の公開・活用について、指定地内の公有地部分のみ公開とし、見学が可能としている。暫定的に遺物分布範囲をロープで示した簡易表示を行っている。なお、境内地への拝観は自由である。

史跡への理解を促すガイダンス機能は、外ヶ浜町大山ふるさと資料館で行っている。

活用については、指定年である2013(平成25)年11月に記念講演会を開催し、好評を得た。

史跡を紹介するリーフレットを発行し、上記の資料館や町のイベント等の際に配布し周知を図っている。また、町主催の観光イベント「港まつり」や社会教育事業の「町民文化祭」では、大平山元遺跡のブースを設け、パネル展示やワークショップを実施し、史跡への理解を深めてもらうよう努めている。NPO法人等が主催する事業にも積極的に協力し、2017(平成29)年度は、陸奥湾の環境を考え、蟹田川を辿って史跡まで歩く自然環境を守るウォーカーを後援し、その活動報告をかねた大平山元遺跡の紹介も行った。

情報の発信では、町ホームページに史跡のページを作成し、インターネット上からも閲覧できるようにし、遺跡の内容を公開している。

地元住民へは、機会毎に説明会や報告会を開催し、町からの説明や住民からの要望を聞き、意見交換や情報発信をしている。また、2017(平成29)年度は、試掘調査に伴って、現地説明会を開催した。

前章で触れたとおり、町には有名観光地があり、史跡の公開・活用のためには、観光行政と密になった方法を考えなければならない。

### （4）広域関連整備計画

町内の観光施設や社会教育施設と連携し、見学者の目的に応じた幾つかの周遊コース等を検討する。例えば、町循環バスを利用した「史跡－資料館－中央公民館(図書室)」の郷土学習コース、文化的な資源である太宰治の関連施設をまわる、「JR東日本津軽線(青森～三厩間)及び町循環バスを利用して「太宰治ゆかりの地(蟹田)－史跡－太宰治ゆかりの地(三厩・童飛)」の文学コースなどである。社会教育施設となっているが、元は学校であった廃校めぐり「平館公民館(旧平館村立平館小学校)－おぐにふるさと体験館(旧蟹田町立小国小学校)－大山ふるさと資料館(旧蟹田町立大山小学校)－旧三厩美術館(旧三厩村立三厩小学校)」のコースも計画でき活用できる。

また、北海道・北東北の縄文遺跡群を世界文化遺産に登録を目指す推進会議では、構成資産をめぐるモデルコースを提案している。青森市三内丸山遺跡や岩手県一戸町の御所野遺跡などの拠点資産をベースにするもの、ストーンサークルや貝塚遺跡などの種類や目的に応じたもの、北海道・青森県・岩手県・秋田県の地域別のもの、17構成資産すべてをまわるものなどである。

## 4 基本方針

### (1) 基本理念

整備及び公開・活用は、史跡の本質的価値を損なうことなく、わかりやすく後世へ伝えることとし、『整備基本構想』において下記のテーマを設定した。

縄文土器の始まりを示す遺跡

氷期からのくらしの変化を探る

### (2) 基本方針

整備及び公開・活用の基本方針として次の5つの項目を定める。

#### ア 史跡の適切な保護

史跡の本質的価値を構成する諸要素については、厳格な保護を図る。

#### イ 次世代へ継承

史跡の本質的な価値や内容の次世代への継承を確実に図る。

#### ウ 追加指定

史跡周辺の状況を把握し条件が整い次第、追加指定を行う。

#### エ 公有地化

史跡を適切に保存・活用するため整備ゾーンの公有地化を進める。

#### オ 整備の方向性

地域住民の憩いの中心地としながら、町の社会教育・観光・防災の拠点とし環境を整備する。

## 5 整備基本計画

### (1) 全体計画

史跡の全体計画は、設定したテーマに沿って行う。土器の始まりを示すため、土器の出土地点の現地表現を行う。氷期を想像できるよう、当時の環境に沿った植物の植栽を行って、森の表現を工夫する。また、雪のイメージを体験できるよう、積雪の活用（主にソフト事業）を行う。

整備については、第1種地区を優先し、第3種地区の植栽へと進める。

### (2) 地区区分計画

#### 第1種地区（土器使用の始まりを理解するゾーン）

史跡の本質的な価値を構成する諸要素が良く残されており、現状は宅地、畑地、雑種地、道の地区である。

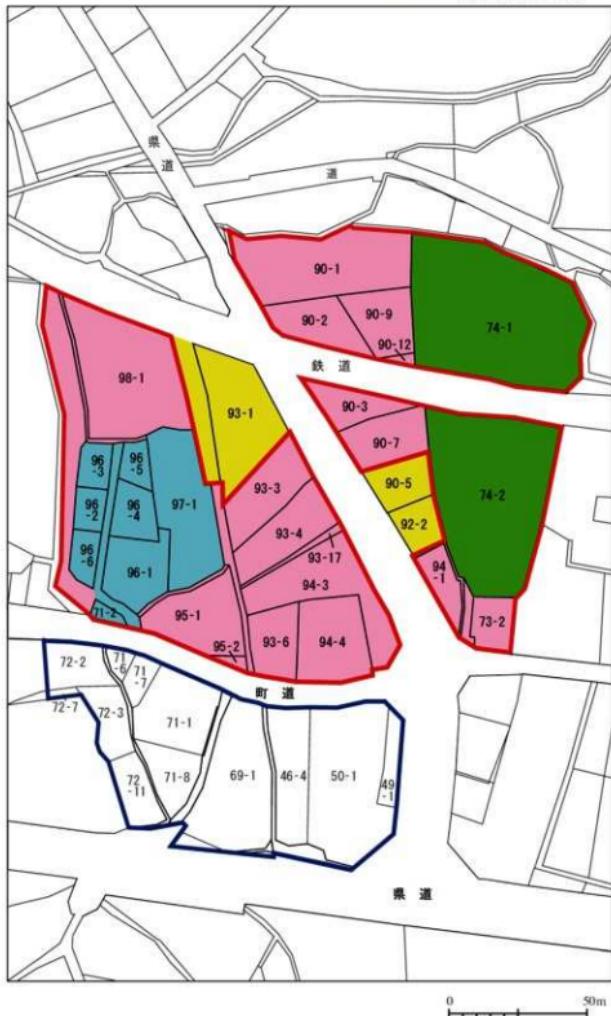
最古段階の土器が出土した場所であることを理解し、その立地や背景を考えることができると場所とするが、既存建物等があることから、最優先で公有地化を図り、史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の要素の撤去を進めたのち整備を行う。

具体的には、遺物出土状況の平面表示及びAR（オーゲメンティドリアリティ）拡張現実・VR（ヴァーチャルリアリティ）仮想現実を用いての映像表現を行う。表現は、次項（6）の33ページ、周りの動線については、次項（4）31ページに示す。



## 凡　例

- 史跡指定の範囲
- 第1種地区
- 第2種地区
- 第3種地区
- 第4種地区
- 展示施設候補地



### **第2種地区（土器使用に至るまでの歴史を理解するゾーン）**

史跡の本質的価値を構成する諸要素が良く残されており、現状は境内地の地区である。複数の石器文化が重なっている場所であることを理解し、土器使用に至るまでの石器文化の流れを考えることができる場所とするが、神社境内地であり、当面は現状のままである。解説表示やAR（オーゲメンテッドリアリティ）拡張現実・VR（ヴァーチャルリアリティ）仮想現実を用いての映像表現を行う。

### **第3種地区（遺跡が形成された地形や周辺環境を理解するゾーン）**

史跡の本質的価値を構成する諸要素のうち、遺物が包蔵されている状態が良く保存されている第1種地区、第2種地区に連続する地形が残る地区である。遺跡の立地をわかりやすく示すとともに、植栽をし、当時の環境を考えることができる場所とする。既存建物や畠地等があり、現在は住民が生活しているが、条件が整い次第公有地化を図り整備を行う。

植栽の方法については、後述の次項（7）36ページに記載する。

### **第4種地区**

第3種区域と同等であるが、指定時において将来保護すべき範囲（追加指定検討対象地）とされた部分を第4種地区とした（指定後は第3種地区へ変更する）。

指定地外であるので、追加指定を進めるよう努める。

指定後は、条件が整い次第公有地化を図り、第3種地区と同様に整備を行う。

### **展示施設候補地（住民と見学者の便益のためのゾーン）**

住民が憩い、誇りを感じることができる史跡とともに、多くの人が史跡の見学や活用がしやすくなるよう環境整備を行う場所とする。

指定地の南側であり、現状では宅地、畠地、雑種地、道の地区である。史跡への導入エリアと位置づけ、駐車場、トイレ、休憩場を整備する。また、出土遺物を見学するための展示施設やイベント広場も整備し、様々な活用事業を実施する場とする。

### **史跡指定地周辺部（史跡をとりまく環境を理解するためのゾーン）**

指定地の環境をよく現し、地形などの自然環境や他の遺跡が分布する地区である。

住民生活の場を基本としつつも、史跡の理解に繋がるルート設定を行う場とする。史跡の背景となる蟹田川との関係を理解するためのモデルルートを示し、蟹田川で採取できる貞岩や遡上するサケなどを見学できるルートとする。

史跡と関係の深い遺跡、同時期の大平山元III遺跡、縄文時代前期の大平墓地公園遺跡へのルートを示し、史跡周辺もあわせて、遺跡が立地している段丘の様子が理解できるようにする。

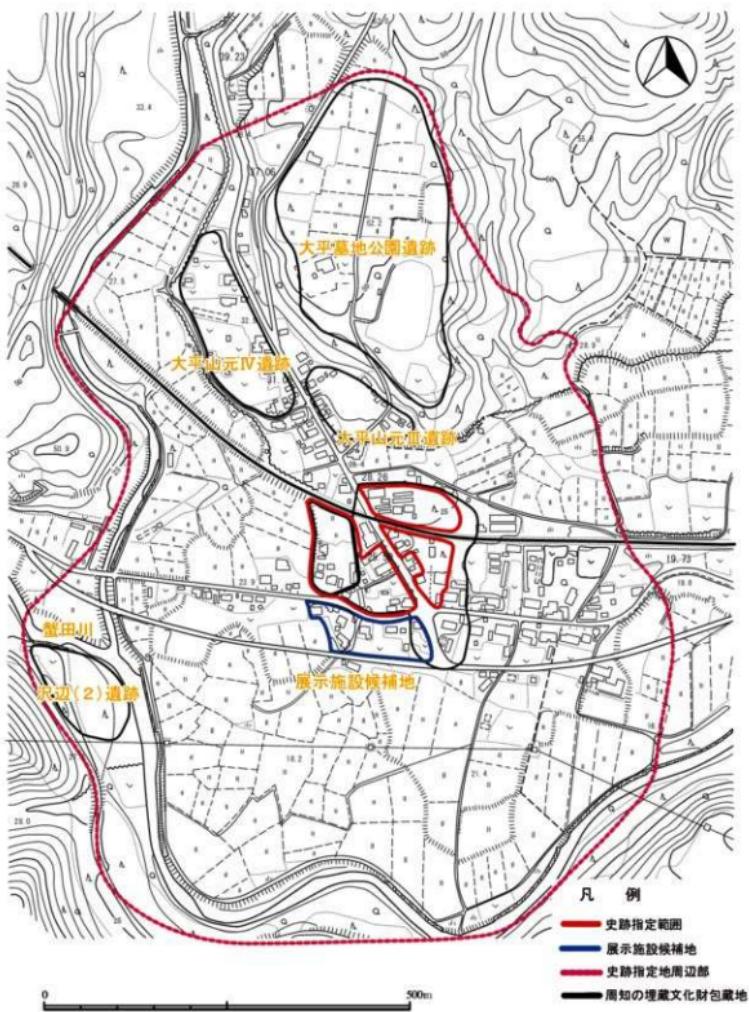


図9 展示施設候補地と史跡指定地周辺部



展示施設候補地と史跡指定地周辺部



図 10 史跡大平山元遺跡整備予想図（全体計画）

### (3) 遺構保存に関する計画

本史跡は、地上に露出している遺構ではなく、全て地下に埋蔵されている。遺物が出土するまとまり（分布域）を遺構とし、保存手法は保護盛土を行い万全な保護を図る。

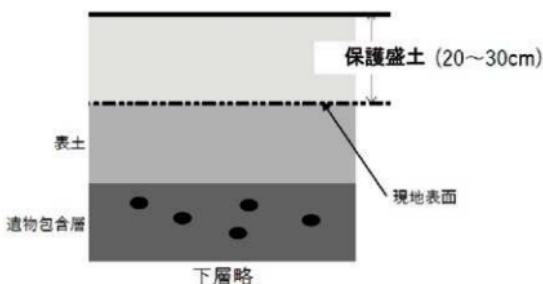


図 11 保護盛土の模式図

### (4) 動線計画

第1種地区南側をメインエントランス、第2種地区南側をサブエントランスとし、案内板を設置する。史跡への進入路は、段差を斜路で対応し、バリアフリーとする。見学に供するよう園路を設置する。指定地内の既存の道路は廃止し、見学に適したルート、構造で新たに設置する。

史跡内の見学者の動線は、図10に示したとおりであり、園路を設け、園路に沿った見学ポイント18ヶ所設定し推奨ルートを以下のように設定する。園路の幅員は、1,800mmとし、砕石の路盤の上層へ脱色アスファルト等の自然色の舗装を施し、景観に配慮する。

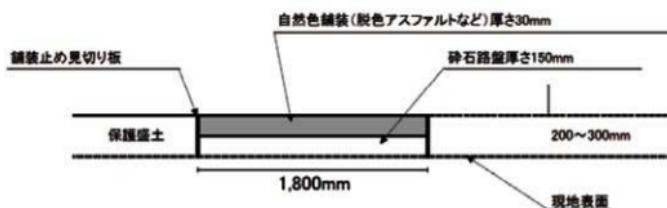


図 12 園路整備の模式図

推奨するルートにはストーリー性を与え、遺跡の理解はもとより、発見の経緯と調査の過程、当時の自然環境を理解できるものとする。

管理用の動線については、見学者動線と同一とし、不都合が生じた場合、設定を検討する。

見学者が本史跡を理解しやすいよう推奨するルートを設定する。

①大平段丘を見る

(北方向には、段丘崖が確認でき史跡の立地する大平段丘がわかる。その下位の低位段丘も視認でき、史跡の立地状況を知る。)

②標柱・案内板による解説

(記念撮影や史跡の内容を理解する、フォトポイントとする。)

③石斧発見地点

(遺跡発見の背景や経緯を知り、発見当時の様子（土地利用等）出土石斧の意義も説明する。)

④第1土器集中地点

(1975・76(昭和 50・51)年の郷土館の発掘調査によって長者久保石器群に伴って古い土器が出土したことやその意義を理解し、背景や経緯を知る。)

⑤第2土器集中地点

(1998(平成 10)年の調査団の発掘調査によって、出土した土器の年代が 15,000 年前と判明したことを理解し、出土土器の平面分布を示し、その背景や経緯を知る。)

⑥低木の解説

(埋没林調査のデータを参考に、寒冷地性針葉樹を植栽し、植物から当時の自然環境を表現、するとともに低木の植樹によって、段丘下側の手前の家屋の遮蔽を行う。)

⑦珪質頁岩の解説

(石器の素材である珪質頁岩を置き、石材産出地に隣接する遺跡の特徴を知る。)

⑧蟹田川の遠望

(史跡周辺の地形等を見渡し、史跡や段丘の場所、石材の獲得等関連性の高い蟹田川の位置や距離を知る。)

⑨広場で思考

(①から⑧までのルート歩き、史跡の理解をしながら、あらためて立地や風景、情景などからこの場所に土器出現の意義や史跡がある意味や背景を考える場とする。「思考ベンチ」を置く。)

⑩育苗の解説

(植栽する意味や植栽している植物を知り、史跡の自然環境を考える。また、管理しているボランティア団体の紹介をする。)

⑪氷雪の解説

(当時の環境、氷期をイメージできるように積雪を利用したソフト事業を展開する。)

⑫高木の解説

(植栽した植物の解説と当時の自然環境を表現するとともに、高木の植樹によって近隣住居等の遮蔽を行う。)

⑬標柱・案内板による解説

(記念撮影や史跡の内容を理解する、フォトポイントとする。)

⑭地形観察

(微高地状の地形から、史跡の立地環境、谷地形や扇状地等を説明する。)

⑮出土地点（断面）

(移設の後の大平会館跡地を利用して、土層断面を観察し堆積状況や環境変化を知る。)

**⑯出土地点（平面）**

（郷土館地点などから遺物の広がりや量を理解する。）

**⑰トドマツの解説**

（寒冷地の植物を解説、将来のシンボルツリー候補とする。）

**⑱トウヒ属の解説**

（寒冷地の植物を解説、将来のシンボルツリー候補とする。）

ポイントとは別に A R ・ V R による映像を 4ヶ所設ける。説明板に 2種の QR コードを掲載する。

**（5）地形造成に関する計画**

**保護盛土層の造成**

各地区とも保護盛土層の造成にあたっては、旧地形の形状を損ねないよう留意する。保護盛土層は層厚 200mm～300mm とする。明らかに後世に削平されている部分については地形復元も合わせて行う。第 1 種地区北側の水田跡地について、周辺の地形を考慮し盛土する。

**給排水機能**

給水については、既存の水道管を選別し対応させる。

排水については、地下に影響を与えないものとし、植栽した植物等を考慮し、盛土レベルに沿った雨水の排水を行う。

**（6）遺構の表現に関する計画**

**遺物出土状況の表現**

第 1 種地区においては、平面表示により遺物集中域を示し、解説表示で説明する。平面の表示は、敷き陶板や敷きタイルで土器の集中地点の 2ヶ所を示す。土器出土の表現は凸状で示し、遺物の分布域の概略をカラー舗装（園路と分ける）で表す。その周囲を園路で囲み、実際のサイズが現地で理解できるように表現する。2ヶ所の土器集中地点には、解説板を設置し、QR コードなどを示し、タブレットやスマートフォンを通じた映像表現を行う。映像表現は、2種類用意し現地の発見の状態（発掘調査風景や遺物出土状況）及び当時の環境や生活の復元の様子を示す。

第 2 種地区においては、遺物集中域等を図と写真を用い、解説板で説明する。また、現在集会所として使用されている「大平会館」移転後に北側の法面を活用した土層断面の表示を行い、堆積の様子や遺物の垂直分布状況を表現する。さらに、平面分布の表示を一部行う。表現は、上記第 1 種地区と同じような敷き陶板や敷きタイルを用い、凸状で示し、その他はカラー舗装で大きさを表すが、周辺には園路は設けない。解説板には、第 1 種地区と同様に、QR コードなどを示し、タブレットやスマートフォンを用いた映像表現を行う。映像表現は、2種類用意し現地の発見の状態（発掘調査風景や遺物出土状況）及び当時の環境や生活の復元の様子を示す。

第 3 種地区においては、遺物出土状況の表現は用いないが、2004(平成 16)年に出土した石刃の集中地点についての解説を行う。地点は、現在道路敷地になっているので、最も近い地点にモニュメント付の解説板を設置し、わかりやすく理解できるように示す。また、説明板には、第 1 種地区と同様に、QR コードなどを用いた映像表現を行う。映像表現は、2種類用意し現地の発見の状態及び当時の環境や生活の復元の様子を示す。

### 遺構表現イメージ

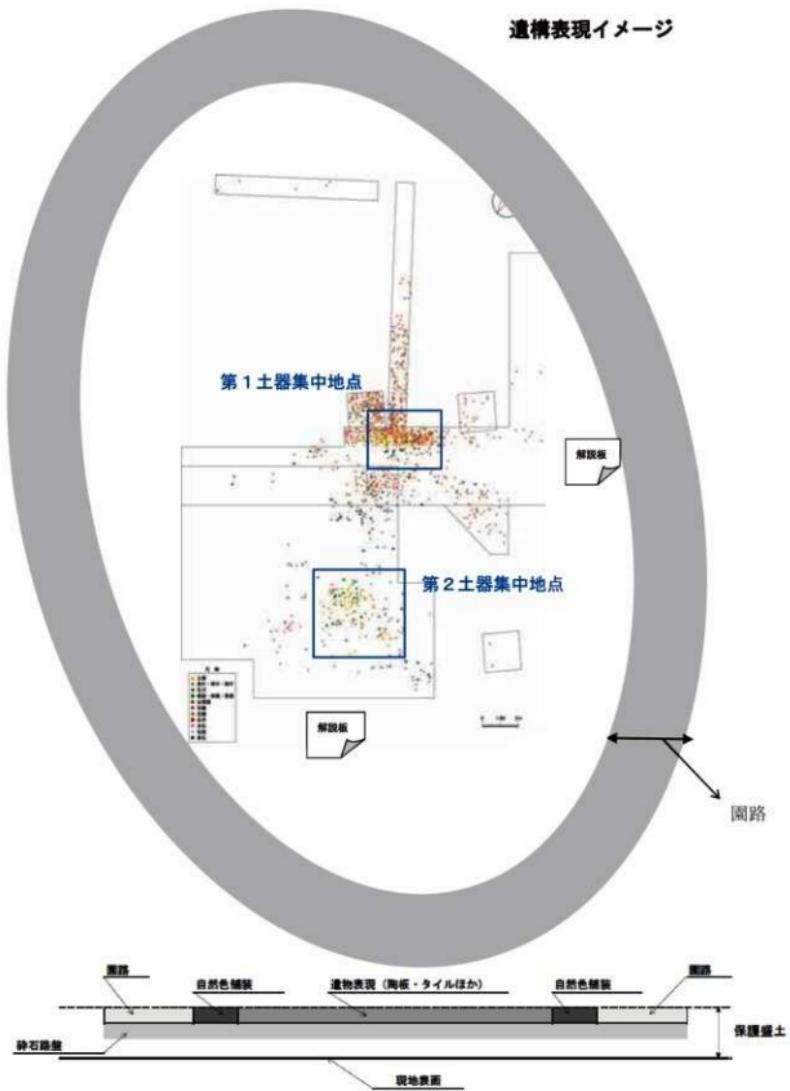


図13 第1種地区遺物集中地点模式図

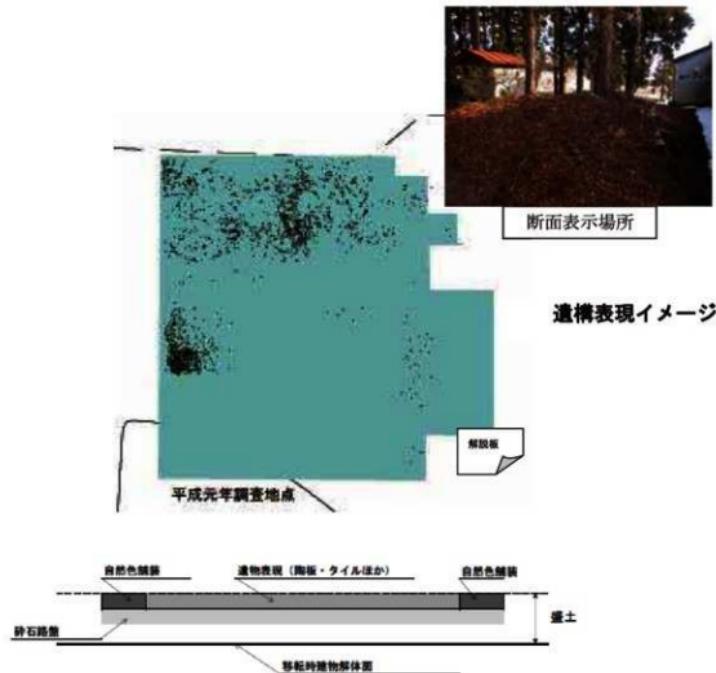


図 14 第 2 種地区遺物集中地点模式図



図 15 第 2 種地区断面表示模式図



石刃集中イメージ

図 16 石刃表現イメージ図

#### (7) 修景および植栽に関する計画

##### 植生等の環境の表現

第1種地区は、遺構への影響がないところへ植栽を行う。第1種地区西側の段丘平坦部は低木類の植栽を行い、民有地との境界は高木の植栽を行う。第2種地区の神社境内地は当面現状のまととするが、既存の寒冷地性針葉樹等には樹種名と簡単な解説表示をする。

第3種地区は高木と低木の植栽を行う。植栽する樹種については、県内の埋没林調査等の結果を参考とし、トウヒ・モミ類、アカエゾマツ、グイマツを植栽する。植栽に当たっては、遺物包含層に影響が及ばない部分に限定する。第1種地区は芝生とする。



図 17 植栽イメージ図

植栽イメージ(復元イラスト)総括書より



既存の寒冷地性針葉樹



既存の寒冷地性針葉樹拡大



冬の史跡内の様子（第1種地区）



冬の史跡内の様子（第2種地区）

#### (8) 案内・解説施設に関する計画

##### ① 文化財保護法に基づく標識、説明板の設置

###### ・標識の設置

第1種地区南端部またはその隣接地と第2種地区南端部またはその隣接地に標識を設置する。第1種地区側には石碑による標識、第2種地区側には石柱による標識を設置する。

###### ・説明板の設置

上記標識に隣接して説明板を設置する。

##### ② 文化財保護法に基づく境界標の設置

史跡の指定範囲を明確にするため境界標を設置する。

##### ③ 案内表示、解説表示

###### ・案内表示

展示施設も含め、各見学ポイントに誘導するための案内表示を行う。

表示や園路は材質や規模、構造は景観を損なわないよう配慮の上、数は必要最小限とし、設置は保護盛土内に留める。

###### ・解説表示

史跡の理解を深めるため、①の説明板の他、遺物集中地点、植生復元地点等に基本理念に基づいた解説表示を行う。

材質や規模、構造は景観を損なわないよう配慮の上、数は必要最小限とし、設置は保護盛土内に留める。

#### (9) 管理施設および便益施設に関する計画

##### ・駐車場

展示施設の周りに整備する。

##### ・休憩施設

展示施設西側の第1種地区導入部付近にベンチ、四阿を設ける。指定地内においても必要に応じて最小限の数を設置する。

##### ・水道設備

展示施設西側の休憩施設付近に散水用と飲用、第1種地区、第2種地区的標識付近に散水用のための水道設備を設ける。設置に当たっては既存設備を活用する。

##### ・トイレ

展示施設西側の休憩施設付近にトイレを設ける。

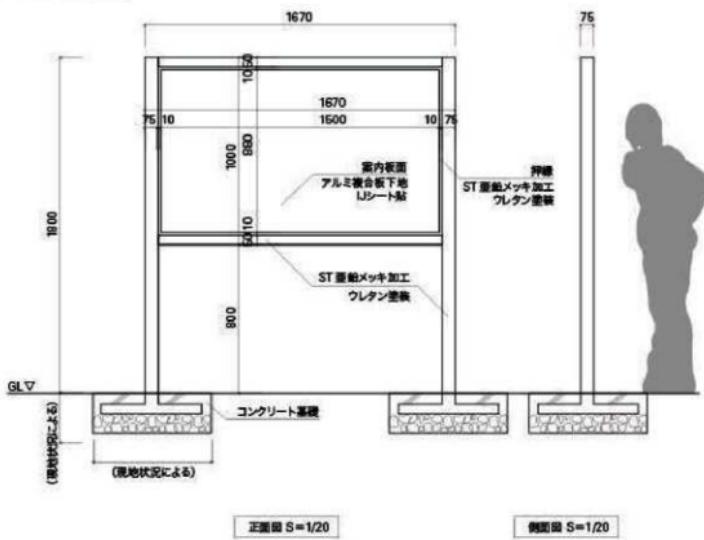
##### ・モニュメント

展示施設の駐車場の南東側角へモニュメントを設置し見学者を誘導する。

##### ・照明

照明灯は、見学者の利便性、安全性を考慮し、園路沿い及び道路沿いに主に設置し、環境へ配慮した仕様とする。

### 説明板・案内表示



### 解説板

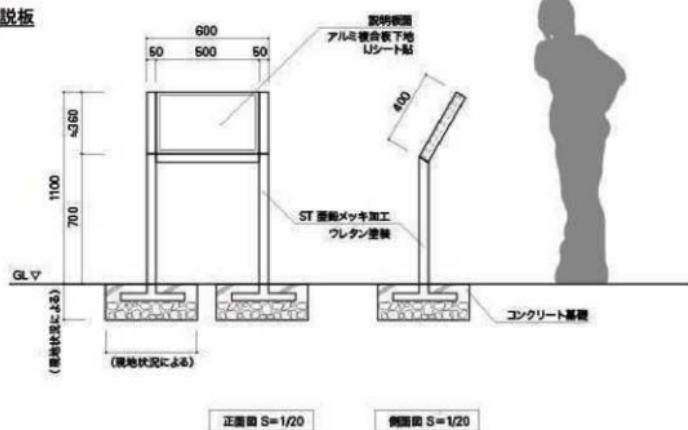


図 18 説明板・解説板模式図

(10) 公開・活用およびそのための施設に関する計画

展示施設

図 8 及び図 10 で示した部分を候補地とする。展示施設の周囲に駐車場を置き、屋外のトイレ、四阿も設置する。

展示施設から第 1 種地区に至るルートは隣接する第 3 種地区と同様の植生表現を行う。

展示施設が完成するまでの間は、「外ヶ浜町大山ふるさと資料館」にガイダンス機能を持たせる。

方針については、策定した『史跡大平山元遺跡基本構想』に示すように、社会教育の拠点（町内の他の遺跡の資料や民俗資料等の展示・学校との連携や体験学習、環境学習の場）、防災機能を含めた集会所（指定地内から移転「大平会館」）、史跡見学者のビジターセンター（史跡の理解や周遊可能な遺跡や施設の紹介）、物産品等の販売施設（付近を通るあらゆる人が気軽に立ち寄ることができる交通の要衝）とする。

位置や規模については図 19 のとおりである。外観は景観に調和した意匠を検討する。展示施設の詳細については、2018(平成 30)年度以降に検討する。

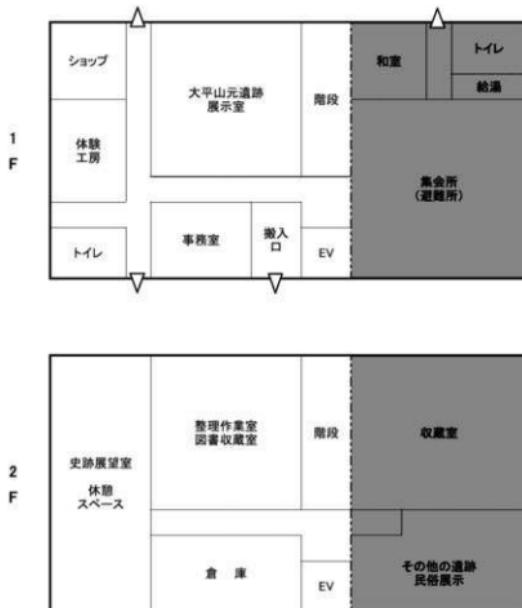


図 19 展示施設模式図

#### (11) 周辺地域の環境保全に関する計画

2016(平成 28)年 3 月に策定した『史跡大平山元遺跡保存管理計画』において、周辺環境の一体的な保全の方法としてまとめた。

指定地については、文化財保護法により現状変更が制限され、周知の埋蔵文化財包蔵地についても、文化財保護法による手続きが必要である。水田及び畠地は、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律により転用の制限及び権利移動の制限がある。道路区域は道路法、民有林は森林法、緩衝地帯を含む一帯は、景観法及び青森県景観条例の範囲である。

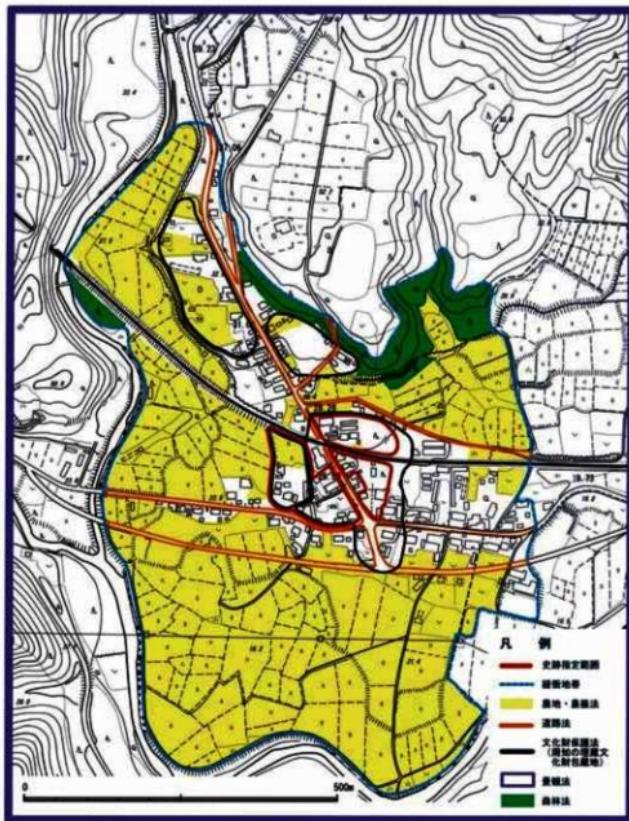


図 20 法規制等の状況図(2016(平成 28)年 3 月 31 日現在)

#### (12) 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

町内に所在する各種文化財や、周辺市町村に所在する文化財をめぐるコース等周遊できるような案内を考慮する。町の指定文化財については、外ヶ浜町文化財保護条例および保護条例施行規則によって保護されている。町内では、町循環バスを利用した「蟹田から平館コース」観瀬山（蟹田台場）一平館陣屋一平館台場をまわる幕末ルート、蟹田一本松一平館松前街道松並木一長寿の松・夫婦松をまわる古木ルート「蟹田から三厩コース」蟹田専念寺一三厩義経寺をめぐる古刹ルートなど時代や種別により、幾つかのルートを設定する等を行い、リピーターにも配慮する。周辺市町村では、JR東日本津軽線（青森～三厩間）を利用した「蓬田一蟹田コース」例えば蓬田村中沢「笠松」一蟹田鶴ヶ淵「一本松」、「蟹田一今別一三厩コース」例えば蓬田村正法院一蟹田専念寺一今別町本覚寺一三厩義経寺の寺院めぐりなどを設定できる。自家用車を利用すると、今別町荒馬資料館との連携も考えられる。

#### (13) 整備事業に必要となる調査等に関する計画

##### 発掘調査

発掘調査により得られた成果は、剥ぎ取りなどを整備のための展示に供する。また、遺跡の内容解明のため必要に応じ、発掘調査を行い、整備に資する。

##### 環境調査

調査で得られた花粉分析等のデータは、整備においても極めて重要である。過去の試料も含め適切に分析を行い、必要に応じて資料収集のための調査を実施する。

#### (14) 公開・活用に関する計画

整備後は、積極的な公開・活用を行う。当面は、「外ヶ浜町大山ふるさと資料館」で解説し、現地誘導を促す。現地でのガイドも可能な限り対応する。

幾つかの整備後、PRを重視しメディアやインターネット等情報の発信に力を入れる。整備と並行する形で現地ガイド等史跡の活用、民間団体の設立などを支援し、学習会等を開催し活用を見出す。

史跡を中心とした行事、「産業まつり」のようなイベントを団体と連携し開催、継続させる。

完成後に目指す形は、史跡・ガイダンス施設と住民・来訪者が一体となり、町全体を活性化させるものにつなげる。

#### (15) 管理・運営に関する計画

##### ①管理、草刈、清掃

園内の管理、清掃は町が行い、その間に地元住民や地元団体との協力のあり方等を検討する。

##### ②冬季の管理

除雪は、県道から第1種地区および第2種地区の標識、説明板までの間に留め、園路、園内については行わず、冬季間は、標識、説明板の見学、県道側及び展示施設から遠望する地形見学、展示施設内の見学を基本とする。展示施設周辺及び駐車場は必要に応じて除雪を行い、冬季閉園とはせず、園内散策の希望者には防寒具、長靴、カンジキ等を貸出し、冰雪歩行体験をしてもらう。

第3種地区の冰雪表示地区には排雪も利用しながら雪を圧雪し蓄える。

### ③育苗、樹木管理

整備に用いる樹木の一定数は苗から育て、整備の際に移植する。育苗や移植、その後の管理及び樹木に関連した解説には地元住民の協力を得る。

### ④説明、案内

園内の説明には、説明板の他、音声ガイドを活用する。録音には声の仕事に携わる町ゆかりの人、町の中学生、地元の人の協力を仰ぎ、一般向け、子供向け、津軽弁版、外国语版など複数バージョンを準備する。将来的にはボランティアガイドの活用を検討する。

## (16) 事業計画

2018(平成 30)年度

- ・基本設計を行う。

2019(平成 31)年度以降

- ・実施設計及び工事用測量を行う。
- ・展示候補地の公有地化及び測量、基本設計・実施設計を行う。

表1のとおり。

表1 史跡大平山元遺跡整備事業計画

年度 地区	項目	2018年 (平成 30)	2019年 (平成 31)	2020年 (平成 32)	2021年 (平成 33)	2022年 (平成 34)
全 体	事例調査	○	○	○		
	基本設計	○				
	実施設計		○			
	植生調査		○			
第1種 地区	公有地化	○				
	各種撤去		○			
	盛土造成設計		○			
	盛土造成工		○			
	植栽設計		○			
	植栽工			○	○	○
	標識・説明板設計			○		
	標識・説明板工			○		
	案内板設計				○	
	案内板工				○	
	園路設計				○	
	園路工				○	
第2種 地区	案内板設計			○		
	案内板工			○		
	集会所撤去					○
	盛土造成設計					○
	盛土造成工					○
	造構表示設計					○
	造構表示工					○
第3種 地区	公有地化		○	○	○	○
	案内板設計			○		
	案内板工			○		
	盛土造成設計			○		
	盛土造成工			○	○	○
	植栽設計		○			
	植栽工		○	○	○	○
	案内板設計			○		
	案内板工			○		
	園路設計				○	
展示施設	園路工				○	○
	公有地化	○	○	○	○	
	内容検討	○				
	基本設計		○			
	実施設計			○		
	展示設計			○		
	測量調査			○		
	ボーリング調査				○	
	本棟工事					○

## 6 完成予想図



図 21 史跡大平山元遺跡整備予想図



図 22 史跡大平山元遺跡整備完成予想図（鳥瞰図）

#### 主要引用・参考文献

- |                |        |                            |
|----------------|--------|----------------------------|
| 外ヶ浜町・外ヶ浜町教育委員会 | 2016 年 | 『史跡大平山元遺跡保存管理計画』           |
| 外ヶ浜町・外ヶ浜町教育委員会 | 2017 年 | 『史跡大平山元遺跡整備基本構想』           |
| 函館市教育委員会       | 2016 年 | 『史跡垣ノ島遺跡保存整備計画書』           |
| 弘前市・弘前市教育委員会   | 2016 年 | 『史跡大森勝山遺跡整備計画策定報告書』        |
| 文化庁文化財部記念物課監修  | 2005 年 | 『史跡等整備のてびき』                |
| 文化庁文化財部記念物課    | 2015 年 | 『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』 |

### 関係法令等

- ・「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」

### 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第七号)

最終改正：平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

#### （標識）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百二十条 及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

#### （説明板）

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定ががない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

#### （柱標及び注意札）

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する柱標又は当該場所若しくは物件の保

存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

2 史跡名勝天然記念物保存施設規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第二号）は、廃止する。

附 則（平成一二年一〇月三一日文部省令第五三号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一七年三月二八日文部科学省令第一一一号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

おおだいやまもと  
**史跡大平山元遺跡整備基本計画**

---

青森県東津軽郡外ヶ浜町  
外ヶ浜町教育委員会

2018（平成30）年3月30日

〒030-1393  
青森県東津軽郡外ヶ浜町字贋田高鍋屋44-2  
Tel: 0174 (31) 1233 Fax: 0174 (31) 1234

---